○国土交通省告示第百二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十六条第三項の規定により、次の機関を登録講習機関として登録をしたので、同法第十七条の十八第一号の規定により公示する。

平成二十四年一月二十三日

国土交通大臣　前田　武志

一　登録年月日　平成二十四年一月六日

二　登録番号　（一）第〇一九号

三　登録講習機関の氏名又は名称　一般財団法人ハートステーション

四　住所　神奈川県横浜市中区住吉町六丁目七十六番三号

五　講習業務を行う主たる事務所の所在地　神奈川県横浜市中区住吉町六丁目七十六番三号

六　法人である場合の代表者の氏名　和氣　猛仁

○国土交通省告示第百三号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十四年一月二十三日

国土交通大臣　前田　武志

一　富山県湯上地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を県道金山谷田方町線官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

富山県魚津市

宮津字半内田　一三五〇番二　一号

宮津字善谷　一番一四　二号

二一三〇番　三号

出字馬坂割　五番一〇　四号

五番一八　五号

室田字北平山　二三九番　六号

湯上字谷地　三番三四　七号

四番四〇　八号

四番九四　九号

七番一〇九　十号

七番一一九　十一号

湯上字前田割　八〇九番一　十二号

○国土交通省告示第百四号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十四年一月二十三日

国土交通大臣　前田　武志

一　静岡県ウスイ坂南地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線および標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県藤枝市中ノ合

字シンスイ　四三二番二　一号

字松脇　二九一番一　二号

字シヨ田　一九一番二　三号

字坂本　二〇七番　四号

字ウスイ坂　一八七番一一　五号

一八七番三　六号

一八七番一　七号

字カケガヤ　一八九番二　八号

字カモメン　四三九番二二　九号

○国土交通省告示第百五号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十四年一月二十三日

国土交通大臣　前田　武志

一　三重県宇山地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号を順次結んだ線及び標柱一号と八号を二級河川銚子川左岸官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

三重県北牟婁郡紀北町海山区便ノ山字石切　五二九番五　一号

五二九番一　二号から四号まで

五二六番　六号

五二五番一　七号

五一七番　八号

相賀字卯山　一四三八番二　五号

○国土交通省告示第百六号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十四年一月二十三日

国土交通大臣　前田　武志

一　奈良県興隆寺地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次結んだ線及び標柱十二号と標柱十三号を五ヶ谷川右岸官民地境界線に沿って結んだ線、標柱十三号から標柱十五号までを順次経んだ線、標柱十五号と標柱一号を五ヶ谷川右岸官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

奈良県奈良市興隆寺町

五四三番　一号

五五七番　二号

五二八番　三号

五六三番　四号

五九五番　五号及び六号

六二四番一　七号

六二四番二　八号

五七九番　九号及び十号

四四三番　十一号

三七〇番　十二号

三五三番　十三号

三四九番　十四号

三三九番　十五号

○国土交通省告示第百七号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十四年一月二十三日

国土交通大臣　前田　武志

一　鹿児島県中谷地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線、標柱十九号と二十号を市道高塚線道路敷に沿って結んだ線、標柱二十号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を市道高塚線道路敷に沿って結んだ線に囲まれた区域

鹿児島県曽於市財部町下財部

字小谷口　四九六九番二地先道路敷　一号

四九六九番　二号

四九七〇番一　三号

四九七〇番一地先道路敷　四号、五号、七号及び八号

字中段

五〇五〇番　六号

五〇五四番二　九号及び二十四号

五〇五五番一　十一号

五〇五四番七　十号及び十一号

五〇五九番二　十二号

五〇五八番三　十三号

五〇五八番二　十四号から十六号まで

五〇三一番一　二十二号

五〇五五番二　二十三号

五〇四九番五　二十五号

五〇四九番一　二十六号

五〇六八番四　十七号

五一〇九番一　十八号

五〇七三番五地先道路敷　十九号

五〇七三番三地先道路敷　二十号

五〇七三番三　二十一号

○関東地方整備局告示第十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十六号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　後　二一・〇〇～四三・〇六（メートル）　二二・九三～四三・〇六（キロメートル）　〇・二七八

柏市新十余二　一三番一二から同市新十余二　一三番七まで

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号